

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年11月17日(金)
午後2時00分～午後3時50分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	福 田 康 知
委 員	井 下 由 美
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

総務課長	吉 野 隆 志
学校教育課長	岩 井 俊 明
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
幼保運営課長	黒 田 千 絵
文化財保存活用課長	東 信 男
総務課副課長	土 井 節 子
学校給食センター次長	浮 田 泰 秀
学校教育課副課長	西 山 晋 作
文化財保存活用課副課長	大 林 隆 之
生涯学習課副課長	後 藤 幸 功

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第31号 専決処分の報告について(情報公開)

- 報告第 32 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 33 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 34 号 城泊と丸亀城の管理運営について
- 報告第 35 号 丸亀城石垣崩落復旧事業（石垣復旧方針、石垣復旧断面構造（案））
について
- 議案第 28 号 令和 5 年度教育委員会事務事業の点検・評価報告書（令和 4 年度事務事業）
について
- 議案第 29 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 7 号））
- 議案第 30 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について）
- 議案第 31 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（工事請負変更契約の締結（（仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築工事））
- 議案第 32 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（工事請負変更契約の締結（（仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機
械設備工事））
- 議案第 33 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（指定管理者の指定について（飯山総合学習センター））
- 議案第 34 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（指定管理者の指定について（丸亀城天守ほか 2 施設））

5 報告事項

丸亀市学校施設長寿命化計画の見直しについて

学校施設空調機導入について

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。井下 由美委員、福田 康知委員。

7 議事の概要

午後 2 時 0 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 31 号から報告第 33 号まで及び報告第 35 号、議案第 29 号から議案第 34 号までを非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

報告第 34 号 城泊と丸亀城の管理運営について

〔文化財保存活用課副課長〕

城泊と丸亀城の管理運営につきましては、令和 6 年度中の事業開始に向け、現在、準備を進めており、宿泊中の体験プログラムなど、具体的な実施内容が整いつつある。また、今後、この城泊事業を核とした城内 3 施設（丸亀城天守、丸亀城大手一の門、丸亀城延寿閣別館）を連携、活用し、天守入場者数の増加を図る取組などを考えており、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。報告内容については、報 34-2 から報 34-5 のとおりである。

〔委員〕

報 34-5 の「(3)天守入場者数の増加に向けた取組」のなかで、「新たな集客事業の創設・実施」というのは、何か具体的な案があるのか。報 34-4 にある天守入場者数を見ていると、倍以上来ないと採算が取れないのではないかと思うが、その辺も含めて具体的な考えはどうか教えてほしい。

また、報 34-5 に記載のある「指定管理者による地域DMO」というのはどういうことか教えてほしい。

〔文化財保存活用課副課長〕

まず 1 点目の新たな集客事業の創設と実施については、これまで丸亀城の管理は文化財保存活用課、観光については産業観光課が行っており、丸亀城の観光について、中途半端なところがあった。今回、新たな指定管理制度を設けて丸亀市観光協会へ指定管理を出す、その狙いとしては、丸亀城内の 3 施設を連携し、うまく活用して集客事業を行っていき、その事業の内容については丸亀市観光協会で新たに企画して実行していただくようなそういう指定管理の内容にもなっているので、その点で「新たな集客事業の創設」を明記した。具体的な内容はこれから市と丸亀市観光協会が連携して煮詰めていく。そのような意味合いで記載している。

2 点目の地域DMOに関しては、観光地域づくり法人として観光庁が設けているが、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔ということで、丸亀市観光協会が地域DMOに認定されている。そういったところで、地域DMOとして、観光に関する取組を市内の関係企業等と連携して観光振興に繋げていく、そういった団体に指定されているということである。

〔教育長〕

報 34-2 の指定管理のところであるが、指定管理期間 3 年間という設定について考え方を教えてほしい。

〔文化財保存活用課副課長〕

この事業が初めての試みであるので、最初の 3 年間でやってみて、その後の展開に繋げていくということで、3 年くらいが妥当ではなかろうかということで期間を設定している。

〔教育長〕

例えば、市の他の施設を指定管理に委託する期間よりも長いのか短いのか。

〔文化財保存活用課副課長〕

文化財保存活用課で言うと、本島の塩飽勤番所や笠島のまち並保存センターなどは 5 年間で指定管理を出している。それに比べると 3 年間は短い。

議案第 28 号 令和 5 年度教育委員会事務事業の点検・評価報告書（令和 4 年度事務事業） について

〔総務課長〕

令和 5 年度教育委員会事務事業の点検・評価報告書（令和 4 年度事務事業）につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき丸亀市議会に提出する報告書について決定するものである。

特になし

8 報告事項

丸亀市学校施設長寿命化計画の見直しについて

〔総務課長〕

当日配布の資料をご覧ください。

令和元年度に丸亀市学校施設長寿命化計画を策定し、令和 2 年度から順番に富熊小学校の長寿命化改修等を行っており、一部、城東小学校や綾歌中学校については、長寿命化改修の予定であったものを個別に改築に移行するなどして、計画に基づいて改修等を行ってきた。最近の動向で、工期の見直し等が出てきて、全体的に大幅に計画の見直しを行うというものである。

資料 1 が従来計画である。従来計画では、令和 2 年度から令和 11 年度までの計画であったが、今回は 5 年間延長し、令和 16 年度までの計画を立てている。変更案は資料 2 のとおり。

工期の見直しについては、当初の計画では設計期間1年、工事期間2年であったが、見直し案では、設計前に長寿命化改修が適切であるかどうかを調査するために健全度調査をする期間を1年挟む。さらにその中で、最近では、ゼロカーボンの対応ということで、今までと違う省エネ対策を取った施設を検討しなければならないという事情が出てきており、そういったところもこの期間に行うということで、設計の前に1年という期間を設ける。その後、設計期間を1年設けて、工事期間は2年から3年に変更する。これは、建設業界が週休2日制を導入することで工期が延長することなどに伴う措置である。外構整備1年については、今まで表記をしていなかったが、今回表記をするということで追加した。

事業費の見直しについては、資料3のとおり、改築に移行したものを含めた計画となり総額868億円、40年間の平均で21.7億円の1.5倍に上昇した事業費試算となる。

丸亀市学校施設長寿命化計画の見直しについては、パブリックコメントを行う必要があるので、11月末から12月末にパブリックコメントを行い、その意見等を基に、正式に見直し計画案が固まり、2月に教育委員会に付議し、市役所の庁議で最終決定をもらった後、令和6年度から運用を開始する。

〔教育長〕

資料1枚目、2(2)③工事期間3年ということだが、従来は2年間だったのが3年間になる、これは最大3年間という意味合いか。自動的に2年間だったものが3年間になるのか。

学校の教育活動に大きな影響を及ぼすということで、学校としては、できるだけ短い方が良いと思うので、3年の考え方について教えていただきたい。

〔総務課長〕

従来であれば工事期間2年のうち1年目は仮設校舎を建て、12月頃に完成し、冬休み頃に引越をして3学期から仮設校舎に移行後、1月から工事に取り掛かり、翌年度の3学期には完了していたが、建設業が週休2日制の導入で工期が延びることから、工事も1年以内にはできないということで2年をみている。ただ、工事期間の2年については、丸々2年を見込んでいるわけではないと思う。

〔教育長〕

教育活動に影響を与えないように、工期をできるだけ短い期間で考慮いただきたい。

学校施設空調機導入について

〔総務課長〕

9月議会の一般質問で学校施設に空調設備をとということで、その時に教育委員会内では当時

夏休みの暑いところで部活動をして事故が起こった他県での例も考慮して、今後、部活動を行っている中学校の屋内運動場には空調設備を設置することを検討していきたいと表明していた。教育委員会や庁内で検討した結果、資料の「2 対象施設及び整備内容」にあるとおり 6 中学校について、屋内運動場等の空調設備の設置を決定した。

整備費の見込みについては、別紙に記載しているとおりである。約 5 億円の設置費用を見込んでいる。ランニングコストは年間約 1500 万円を見込んでいる。さらに断熱工事が必要な施設については、2000 万円から 4000 万円の工事費が必要であると見込んでいる。

整備計画については、令和 8 年度までに順次整備していく。

特になし

教育委員会承認「共催・後援」の状況

[総務課副課長]

今回の承認の期間は、令和 5 年 10 月 21 日から 11 月 10 日までで、後援申請が 15 件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから承認済みである。このうち、新規の申請は 2 件。

①No.05115「なぞときウォーキング『アルクエスト』」は、謎解きに取り組み試行錯誤の後に成功体験を得ることでチャレンジ精神を身に付けるとともにたくさん歩くことで健康促進にもつなげることを目的に、一般社団法人こどもあそび協議会が主催し、11 月 3 日から 19 日の間の 5 日間、瀬戸大橋記念公園と仏生山公園で開催しているもので、参加費は 600 円である。

②No.05120「丸亀城石垣復旧チャリティ第 3 回香川県空手道選手権大会」は、香川県と近隣の空手愛好者の交流と心身の錬磨を目的に NPO 法人全世界空手道連盟新極真会香川中央支部が主催し、令和 6 年 2 月 12 日に丸亀市民体育館で開催されるもので、参加は 1,100 円から部門で異なるが、入場は無料である。

特になし

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第 31 号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第 32 号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第 33 号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第 35 号 丸亀城石垣崩落復旧事業（石垣復旧方針、石垣復旧断面構造（案））
について

- 議案第 29 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（令和 5 年度丸亀市一般会計補正予算（第 7 号））
- 議案第 30 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について）
- 議案第 31 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（工事請負変更契約の締結（（仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築工事））
- 議案第 32 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（工事請負変更契約の締結（（仮称）丸亀市立城乾こども園園舎新築に伴う機械
設備工事））
- 議案第 33 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（指定管理者の指定について（飯山総合学習センター））
- 議案第 34 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（指定管理者の指定について（丸亀城天守ほか 2 施設））

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後 3 時 50 分